第75回労働政策審議会安全衛生分科会 (1)関係団体からのヒアリング

事業場におけるストレスチェック制度の 義務化(精神的健康の状況を把握する ための検査等に関する労働安全衛生法 の一部を改正する法律案)に関する意見 について

> 2013年9月25日 日本産業衛生学会 理事 川上憲人

> > 1



### (公益社団法人)日本産業衛生学会

- 1929年設立(1951年日本医学会加盟)
- 理事長 圓藤吟史(大阪市立大学)
- 理事30人、評議員645人
- 正会員7,612人(2013年9月10日現在)
- 4つの部会(産業医部会、産業看護部会、産業 衛生技術部会、産業歯科保健部会)、7つの常 設委員会と1つの非常設委員会、31の研究会
- 学会の開催(年に2回)
- 和文誌・英文誌の発行(各年6回)

## 事業場におけるストレスチェック制度の義 務化に関する学会の対応

- 2010年6月「事業場の健康診断におけるうつ病のスクリーニングの実施についての日本産業衛生学会理事会の見解」および「事業場の健康診断におけるうつ病のスクリーニングの実施についての産業精神衛生研究会からの報告」
- 2012年3月(2012年4月改訂) 理事会「今求められるメンタルへ ルス対策、法律改正への要望」
- 2013年4月 労働衛生関連政策法制度検討委員会「労働衛生 法令の課題と将来のあり方に関する提言」
- 2013年8月 労働衛生関連政策法制度検討委員会メンタルヘルスワーキンググループ「事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)」

3

# 事業場におけるストレスチェック制度の義 務化に関する学会の主要な論点

- ストレスチェック制度がメンタルヘルス不調の二次予防ではなく、第一次予防のための制度として運用される必要があること。特に小規模事業場での取り組みの促進が重要である。
- そのための科学的根拠はなお不十分であり、効果評価研究やモデル事業での検証が必要である。
- 現在行われている労働安全衛生活動や先進的 事例を後退させないことが必要。
- ストレスチェック制度よりも優先すべき職場のメンタルヘルス上の課題がある。

「事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)」要旨(1/4)

- (1)法改正による義務化ではなく、通達でガイドラインや好事例を示すことにとどめることを提案
  - 科学的根拠の不足と運用上の不安
  - 職場の心理社会的環境(職業性ストレスなど)を事業場ごとに評価し、その対策の立案、実施、改善を行ってゆくリスクアセスメントを推進する制度への展開が望ましい
  - より適切な形での推進に学会として積極的に関与 すべきとの意見も

5

「事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)」要旨(2/4)

### (2)次善の案として

「健康診断から精神的健康の状況に関する項目を 除外するという法律改正は行わない」ことを提案

- 健康診断から精神的健康の状況に関する項目を除外するという法律改正は行わないことを要望。
- 〇労働安全衛生法の一部を改正する法律案(抜粋)

(健康診断)第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断 (精神的健康の状況に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

- 「事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)」要旨(3/4)
- (3)ストレスチェック制度を導入するのであれば、 1)ストレスチェック制度を効果的なものとするための提案
  - (1)ストレスチェックの実施における事業場および産業保健スタッフの主体的関わりを促す
  - (2)ストレスチェックを第一次予防につなげるための方針の明確化と支援
  - (3)ストレスチェックに関する科学的根拠および 技術の蓄積
  - (4)5年をめどとした制度の評価と見直し。

7

- 「事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)」要旨(4/4)
- (3)ストレスチェック制度を導入するのであれば、
- 2)ストレスチェック制度の運用を支援するための制度、支援機関について
  - 産業医あるいは就業適性を判断する医師が、職場や作業をよく理解し、その医師と連携する多様な職種を含む産業保健チームが係わる形態が望ましい。

# 労働者のメンタルヘルスに係わる 一層の対策の推進を

- 労働衛生関連政策法制度検討委員会「労働 衛生法令の課題と将来のあり方に関する提 言」(2013年4月)
- →課題に関する個別ワーキンググループの立ち上げ。労働者のメンタルヘルスに係わるさまざまな視点から課題の整理と解決に向けての提言を検討している。

9

# 連絡先

- (公益社団法人)日本産業衛生学会 事務局
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-29-8 公衛ビル内
- tel. 03-3356-1536
- FAX. 03-5362-3746
- sanei.kondo@mbr.nifty.com
- https://www.sanei.or.jp/

> 労働衛生関連政策法制度委員会メンタルヘルスワーキンググループ\* (\* 付録1にグループメンバーの一覧を示した)

事業場におけるストレスチェック制度の義務化に関する検討結果(中間報告)

#### 要約

日本産業衛生学会政策法制度委員会メンタルヘルスワーキンググループでは、ストレスチェック制度 の義務化について、法改正を見送ることを含めた4つの代替え案について意見交換し、事業場における ストレスチェック制度のあり方についてその意見をまとめているが、現段階の議論の状況をここに中間 報告する。

- 1) 大部分のワーキンググループメンバーが、ストレスチェック制度に関する科学的根拠の不足と運用上の不安を指摘し、「法改正によるストレスチェック制度の義務化を見送る」(法改正による義務化ではなく、通達でガイドラインや好事例を示すことにとどめるべき内容とすることを提案)ことを提案することに賛成した。この制度の代わりに、一定の準備期間や研究成果の蓄積をもとに、将来的には、職場の心理社会的環境(職業性ストレスなど)を事業場ごとに評価し、その対策の立案、実施、改善を行ってゆくリスクアセスメントを推進する制度を導入することが望ましい。
- 2) しかしこのように今回の法制化を先送りまたは取りやめにすることを主張するのではなく より適切な形での推進に学会として積極的に関与すべきとの意見もあった。「2010 年 12 月の労働政策審議会の建議どおりの制度で実施するが、健康診断から精神的健康の状況に関する項目を除外するという法律改正は行わない」ことを次善の案とすることに多くのメンバーが賛成した。この代替え案では、定期健康診断において心身の健康を区別せず事業者の安全配慮義務のもとに対応するという従来の機会を確保しつつ、これとは異なる役割・機能を持つ制度としてストレスチェック制度を位置づけることができる点に利点があり、現在の形での法制化を進めるならこの点は学会として強く主張することが必要である。
- 3) さらに、ストレスチェック制度を効果的なものとするための行政への提案として以下があげられた。 (1) ストレスチェックの実施における事業場および産業保健スタッフの主体的関わりを促すこと、(2) ストレスチェックを第一次予防につなげるための方針の明確化と支援、(3) ストレスチェックに関する 科学的根拠および技術の蓄積、(4) 5年をめどとした制度の評価と見直し。
- 4) ストレスチェック制度の運用を支援するための制度、支援機関について、産業医あるいは就業適性 を判断する医師が、職場や作業をよく理解した上で、その医師と連携する多様な職種を含む産業保健チ ームを養成する施策が望ましいと考えられた。

注:全文は日本産業衛生学会HPに掲載されています。

http://www.sanei.or.jp/

http://www.sanei.or.jp/images/contents/269/InterimReport\_MHWG\_stress\_check.pdf